

## 仕様書

### 1 案件名

令和8年度「小学校学力経年調査に基づく学習支援事業」における学習教材データ配信業務委託

### 2 業務目的

本市児童生徒の確実な基礎学力の定着、応用・発展・活用などの問題に対応する思考力・判断力・表現力等の育成、望ましい学習習慣の形成を図るため、授業・放課後・家庭での時間において活用することのできる学習教材データ配信サービスを行う。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 業務内容

受注者は、本市児童生徒の学力向上に資するため、履行期間を通して以下のとおり、教材データを配信すること。

対象	大阪市立全小学校 275 校 全中学校 129 校 義務教育学校 1 校 大阪市教育委員会事務局 こども相談センター
実施時期	契約締結日から令和9年3月31日まで
対象教科	①小学校用：国語、社会、算数、理科、英語 ②中学校用：国語、社会、数学、理科、英語 及び 小学校の国語、社会、算数、理科、英語 ③義務教育学校：小学校の国語、社会、算数、理科、英語 及び中学校の国語、社会、数学、理科、英語 ④大阪市教育委員会事務局、こども相談センター用： 小学校の国語、社会、算数、理科、英語 及び中学校の国語、社会、数学、理科、英語
各教科にかかる要件	①小学校の国語、社会、算数、理科、英語 ○文部科学省学習指導要領に準拠していること。 ○総問題枚数は国語、社会、算数、理科の各教科において、それぞれ100枚以上であること ○国語・算数については、全国学力・学習状況調査の活用問題に類する問題をそれぞれ10問以上収録していること。

	<p>②中学校の国語、社会、数学、理科、英語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学省学習指導要領に準拠していること。</li> <li>○総問題枚数は各教科とも 100 枚以上であること。</li> <li>○国語・数学については、全国学力・学習状況調査の活用問題に類する問題をそれぞれ 10 問以上収録していること。</li> <li>○復習用に小学校国語、社会、算数、理科、英語の問題も収録していること。もしくは、小学校の国語、社会、算数、理科、英語の問題のデータを利用できること。</li> </ul> <p>③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットに接続して、ブラウザ形式にて利用できること。</li> <li>○個々の問題を組み合わせることで、児童生徒に配付する教材が作成できること。</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点から、支援を要する児童生徒に対応できるようにすること。</li> </ul>
--	--

#### 5 出力形式について

出力形式は、問題用紙・解答用紙とも A 5、A 4、B 4 のいずれかの用紙で出力されること。

#### 6 ライセンスについて

学校フリーライセンスとすること。

(参考) R7 年度

教員数 小学校 276 校 約 8500 人 中学校 129 校約 4500 人 義務教育学校 1 校約 100 人  
こども相談センター 約 500 人 大阪市教育委員会事務局約 200 人

#### 7 バックアップ体制について

利用するサーバへのログインのための ID とパスワードは受注者が直接各学校に送付すること。操作方法および問題・解答内容に関する学校からの質問や要請に対応できる窓口を設けること。また、窓口の連絡先の電話番号・メールアドレスをテキストに明記し、学校に広く周知すること。窓口の開設時間は 9:00～17:00 とすること。

#### 8 学校の使用状況について

学校ごとの使用状況（月別の接続回数等）の一覧表を月 1 回以上、本市が指定するソフトにより作成したファイルで報告すること。

## 9 本市の接続環境について

- (1) パソコンからは「大阪市教育情報ネットワーク」を経由してインターネット接続を行う。その際に本市のセキュリティ認証が必要であるため、当該作業に必要なURL等の情報を提供することとし、URLについては統一的なものを用いること。(別紙1参照)
- (2) 下記(5)に記載するパソコン台数が同一時間帯にアクセスする可能性があるが、同台数がアクセスしても安定的に稼働するサービスを用意すること。
- (3) ユーザID及びパスワードについては、本市指定の形式にて設定すること。
- (4) 画面操作などについて、改善・改良に向けて本市の求めに応じて、協議すること。
- (5) 学校端末の仕様及び端末数(令和8年1月現在)

### 【教育情報利用パソコン(教職員用)】

- ・ノート型パソコン 約19,000台

Microsoft Windows10

Acrobat ReaderDC、ブラウザ: Microsoft Edge・Google Chrome

※各パソコン本体へのデータ保存は制限している。

### 【庁内用端末(大阪市教育委員会事務局職員用)】

- ・ノート型パソコン 約450台(利用対象人数より算出)

Microsoft Windows11

ブラウザ: Microsoft Edge (Acrobat Reader含む)・Google Chrome

## 10 利用法などに関する操作説明について

学校で利用するにあたっての操作方法(各校のユーザID及びパスワードについての説明を含む)や、利用方法、活用事例などについて、テキストを整備し、Webサイト上にアップするものとする。なお、使用期間中に操作方法が変更になった場合は、別途テキストについて協議するものとする。

## 11 想定スケジュール

詳細については契約締結後に発注者と調整すること。

契約締結～令和8年5月18日

- ・受注者による学習教材データ配信業務開始に向けた準備

令和8年5月18日～26日

- ・学習教材データ配信の利用に係るIDとパスワード通知及び操作方法や活用事例等に係る資料を、受注者が各学校に提示、合わせてWeb上でも提供(操作方法が変更になった場合は随時変更)

令和8年5月26日～令和9年3月31日

- ・教員による学習教材データ配信の利用

## 12 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
  - ② 学習教材データ配信業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面より再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 13 その他

- (1) 契約方法

受注者は、契約締結後に「業務委託料内訳明細書」を提出すること。業務委託料内訳明細書の書式については、本市と受注者双方の協議により決定する。
- (2) 業務委託料の支払い

受注者は、業務終了後、速やかに「業務完了報告書（別紙 2）」を提出すること。

受注者は、業務完了報告書を提出し、検査に合格した部分について、月 1 回を上限として部分払いを求めることができる。部分払いとする委託料は、業務委託料総額を 12 で除して得られる金額を上限とする。
- (3) その他
  - ① 受注者は常に本市と緊密に連絡をとり、かつ誠実に本委託業務を履行すること。
  - ② 本委託業務の履行にかかる経費の一切は、すべて受注者の負担とする。
  - ③ 本委託業務の実施にあたり、業務上知り得た個人情報や秘密を他人に漏らしてはならない。

契約期間満了後および契約解除後においても同様とする。

- ④ 本仕様書に記載がない場合であっても、別途受注者が企画提案した業務については確実に履行すること。
- ⑤ 企画提案の内容は、関係法令等に違反・抵触するものでないこと。
- ⑥ 受注者が作成・配信するデータにかかる著作権等の知的財産権は、本市に帰属することとし、他への転用・転載を禁ずる。
- ⑦ 業務の履行については、本市担当者と綿密な打合せを行うこととする。また、本仕様書及び契約書に定めのないものについて疑義が生じた場合については、その都度、本市及び受注者が双方協議のうえ定める。
- ⑧ 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は本市の解釈によるものとする。

#### 14 担当

大阪市総合教育センター 教育振興担当 調査分析グループ

電話 06(6718)7709

インターネット網

【教育用ネットワーク基盤】

センター集約に伴う  
多段プロシキ

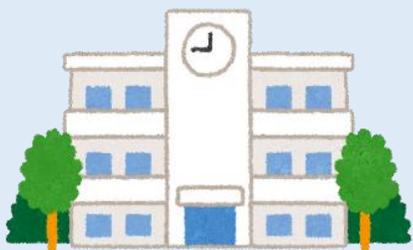


【学習系ネットワーク】

学習系Firewall

【庁内用ネットワーク基盤】

【学校】



【事業所（大阪市役所等）】



教育情報利用  
パソコン（教員用）端末



庁内用端末

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市教育委員会 教育長様

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

業務完了報告書

標題について、下記のとおり完了したことを報告します。

1 業務名称

令和8年度「小学校学力経年調査に基づく学習支援事業」における  
学習教材データ配信業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

3 完了報告期間（部分払いを行う場合）

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 その他